



姫路市



特殊詐欺対策電話機等 購入助成事業

特殊詐欺の被害が増加しています。姫路市では特殊詐欺の被害を未然に防止することを目的として、高齢者に対して自動録音機能付電話機等の購入助成を行います。

申請受付期間

令和6年4月15日(月)～令和7年1月31日(金)

令和7年1月31日(金)到着分まで

※予算額に達し次第受付終了となります。

補助対象者

※①②のいずれにも該当する者

- ① 申請時点で姫路市内に住所を有する者
- ② 申請時点で65歳以上の者または申請時点で65歳以上の者と同居する者

対象
機器

●令和6年4月1日以降に購入したもの

※オークションやフリーマーケットなどの個人売買での購入は対象にはなりません。

●着信前自動警告機能及び自動録音機能の両方を備える
固定電話機または外付け録音機

※どちらか一方の機能だけでは補助対象にはなりません。

補助金額

(補助上限額) 固定電話機 10,000円 外付け録音機 5,000円

購入額と補助上限額のいずれか低い方の金額 (100円未満は切り捨て)

※ポイントを利用して支払いした場合、利用したポイント分は対象外となります。

※県の「はばタンPay+」や市町のプレミアム付商品券を利用した場合、利用分は対象外となります。

お問い合わせ先

〒670-0940 姫路市三左衛門掘西の町3番地 防災センター5階
姫路市危機管理室 安全安心推進室 TEL079-221-2090、2095
窓口対応時間：月曜～金曜日（年末年始、祝日を除く）8：35～17：20

